

第4章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

高齢者が尊厳を持ちながら、 安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会の構築

第6期計画は、団塊の世代が後期高齢期を迎える平成37年（2025年）に向けて、地域包括ケアシステムを構築していくための最初の計画として位置づけられました。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を指しますが、こうした地域社会づくりは、一朝一夕に実現できるものではなく、平成37年（2025年）までの各計画期間を通じて段階的に構築していかなければなりません。

国は、第7期計画の策定にあたり、今後高齢化が進展していく中において、この地域包括ケアシステムの理念を堅持しつつ、さらに深化・推進していくことが重要であるとしています。

第6期計画期間中、本市では、高齢者の生活支援をはじめ、介護予防や認知症施策、医療と介護の連携などの様々な施策を展開し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。特に、地域包括ケアシステムの基盤となる地域づくりでは、本市の特徴でもある自治会機能を併せ持った市社会福祉協議会をはじめとした多様な主体による高齢者の見守りや福祉コミュニティづくり、地域生活を支える体制づくりなどが着実に進む一方、それらの活動を支える新たな担い手づくりや、地域資源の有効活用、さらには高齢者の尊厳確保や看取りといった人生の最終段階における支援のあり方など、多くの課題も残されています。

そうした中で、今後、本市の地域包括ケアシステムの機能をより一層高め、高齢者支援の充実を図っていくためには、本市の高齢者を取り巻く実情や地域特性等を的確に把握し、行政をはじめ、多様な専門機関や地域団体、事業者、さらに市民が共通の目標を認識しつつ、行政による総合調整のもとでこれまで以上にそれぞれが主体的に関わり、連携、協働しながら必要な取組を進めていかなければなりません。

そのため、本計画では平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築にあたって、第6期計画で定めた基本理念である「高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会の構築」を引き続き本計画における基本理念として継承しつつ、本市の地域包括ケアシステムの機能をより高めるため、7つの基本目標を新たに設定するとともに、この基本目標の実現に向けて、本計画期間中における各施策・事業の展開と重点的な取組項目を定め、計画を推進していきます。

2 計画の基本目標

基本目標1 高齢者の尊厳の確保と権利擁護

高齢化の進展に伴い、今後も介護や支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中で、よりきめ細やかな支援が必要な介護度の重い高齢者や認知症を有する高齢者が増えていくことが予測されます。

介護度が重い状態や認知症を有する状態、さらには人生の最終段階になっても、高齢者一人ひとりの尊厳がいつまでも保たれなければなりません。

そのため、すべての高齢者の意思を尊重し、本人の意思決定の能力を踏まえつつ、必要なサービスを選択できるよう、高齢者の尊厳の確保と権利擁護の視点に基づき各施策の推進を図ります。

基本目標2 健康づくりと介護予防の推進

生涯にわたって活力のある自分らしい生活を送れるよう、早い段階から市民自らが自身の高齢期の過ごし方などについて考え、自主的に健康づくりや介護予防に取り組む意識の醸成に努めるとともに、健康管理や健康増進、介護予防の取組を様々な関係機関が支えることで、市民の健康寿命の延伸を目指し、高齢期が健やかで生きがいのあるものとなるよう支援します。

特に、健康づくり・介護予防の推進により、要支援・要介護状態になることを防止するとともに、その状態の改善、重度化防止に取り組みます。

基本目標3 高齢者の状態やニーズに応じた生活支援サービスの充実

本市では、要支援・要介護状態になっても、在宅での生活を希望する高齢者が多いことから、高齢者の状態やニーズ等に応じた生活の支援につながるサービスの充実に努めます。

また、生活の基盤となる住まいについては、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した住宅の普及促進や必要な住宅改修の推進をはじめ、高齢者の身体状況の変化や多様なニーズに対応した住まいづくりの推進と施設・居住系サービスの充実に努めます。

基本目標4 多様な専門機関や団体などによる支援体制の構築

高齢者の日常生活を支えるためには、多様な関係機関や団体がそれぞれに支援するだけでなく、幅広い連携と協働のもと、一体的に支援を提供することが重要です。

平成30年1月からは、各種相談や手続き等の保健福祉サービスの機能を集約し、一体的に提供する新たな保健福祉センターが市内2か所に開設されています。また、今後こうした取組に加え、さらなる高齢者の支援体制の充実に向けては、引き続き行政による福祉サービスの充実に取り組むとともに、民生児童委員、地域包括支援センター、訪問介護や居宅介護支援等の指定介護サービス事業者等の専門機関、病院・診療所等の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、弁護士会等の職能団体及び市社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体、企業等の多様な団体が連携、協働した総合的な支援体制の強化を図ります。

さらに、様々な支援が高齢者や家族にとってよりよい支援となるよう、相談機能の充実とともに高齢者支援に携わる様々な担い手や関係者が集まり、協議・検討を行える場を充実させることで、各種支援・サービスの質の向上に努めます。

また、社会福祉法人、企業、NPO等の取組が幅広く周知されるよう、積極的に情報の収集・発信に取り組むとともに、社会福祉法人の公益活動の充実を促進します。

基本目標5 助け合い、支え合いの推進

平成29年3月に、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指し、「第3期あまがさきし地域福祉計画」を策定し、人づくり・参画と協働の地域づくり・暮らしを支える基盤づくりを目標に、地域の福祉力の向上に取り組んでいます。

とりわけ地域においては、団塊の世代が高齢期を迎え、要支援・要介護認定者や認知症の人など、支援を必要とする高齢者がますます増加し、加えて一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えることが見込まれています。また、社会経済環境が変化する中で、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化するとともに、地域社会における人と人とのつながりの希薄化が問題となっていることから、地域における見守りなどの支え合い活動等の地域の福祉力を高める取組を一層推進していく必要があります。

そのため、市民、地域団体、企業、NPO、事業者などの様々な担い手の自主的な活動の活性化を図るとともに、様々な世代が地域を支える担い手として参画することを促進し、地域における助け合いと支え合いの推進に努めます。

基本目標6 生きがいつくり、社会参加の促進

いくつになっても高齢者は、地域社会の主要な構成員であり、地域の担い手として自らの経験や能力を生かして活動することは、介護予防や生きがいつくりにつながり、活力ある地域社会をつくる上でも重要です。また、多くの高齢者が自立し、地域でいきいきと活躍している姿は、若い世代に対して高齢期を迎えても安心して活動的に暮らせるという意識の醸成につながります。

そのため、高齢者が地域コミュニティの形成や社会貢献活動、さらには地域福祉の推進において大きな役割を担えるよう、社会参加を促進するとともに、高齢者が生きがいを持ち、いきいきと活躍できる地域社会づくりに取り組みます。

基本目標7 高齢者・介護者を支える介護保険サービスの充実と適切な運営

高齢者の日常生活に必要な各種サービスが支援を必要とする人に適切に行き届くよう、また、よりよい社会保障制度として必要な介護保険サービスが安定的に提供できるよう環境整備を進める必要があります。特にサービス提供の体制づくりでは、必要な人材の確保・育成とともに、家族介護者が介護を理由に離職することがないように、介護をしながら働き続けられる環境づくりを整えることも重要な視点となります。

今後も、高齢者の日常生活に必要な支援はもとより、人生の最終段階においても自らの意思が尊重された介護が受けられるよう、また家族介護者の生活を支えることができるよう、各種介護保険サービスの確保と充実を図るとともに、市内事業所等と連携を図りながら、利用者の多様なニーズに対応した適切なサービス提供に努めます。

また、行政は保険者として、適切かつ安定的な介護保険事業の運営につながるよう、要支援・要介護認定や介護給付等の適正化に取り組みます。

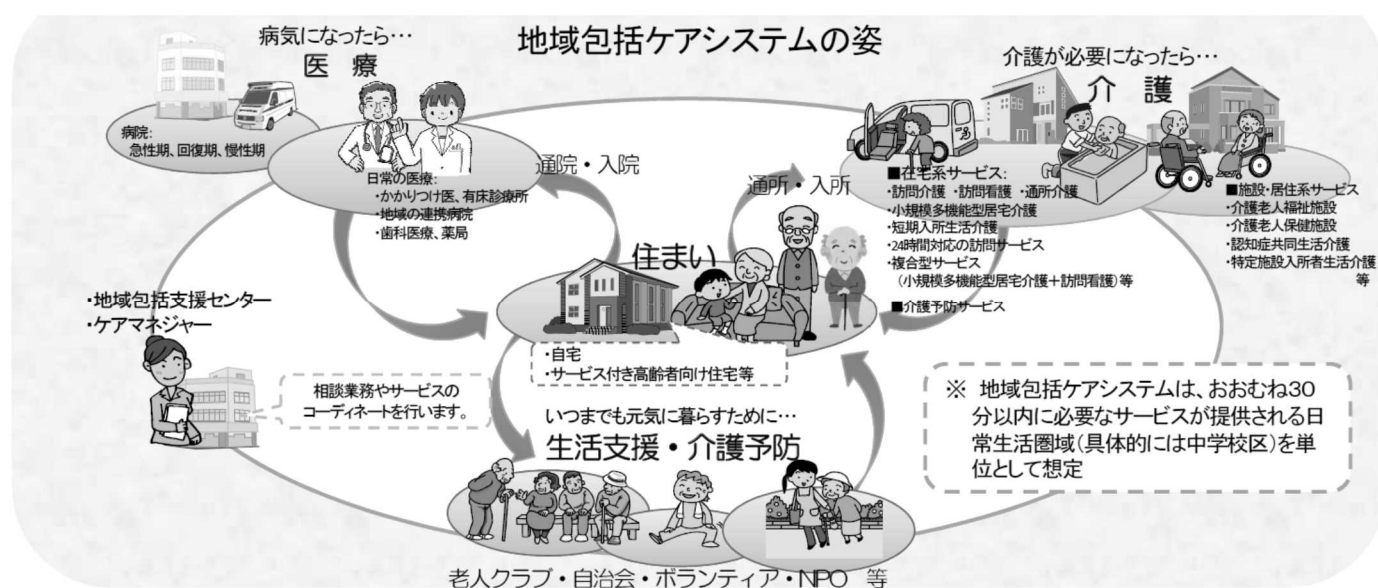
3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の展開
高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会の構築	基本目標1 高齢者の尊厳の確保と権利擁護	(1) 自己決定権の尊重と権利擁護の推進
		(2) 認知症の人と家族の支援施策の推進
	基本目標2 健康づくりと介護予防の推進	(1) 生活習慣の改善と疾病予防、健康増進
		(2) 介護予防施策の推進
		(3) 重度化防止施策の推進
	基本目標3 高齢者の状態やニーズに応じた生活支援サービスの充実	(1) 多様な高齢者福祉サービスの利用促進
		(2) 在宅生活への支援の充実
		(3) 在宅を支える施設サービスの確保(介護保険事業以外の施設)
		(4) 高齢者にやさしい住宅の整備促進
	基本目標4 多様な専門機関や団体などによる支援体制の構築	(1) 地域包括支援センターによる高齢者支援の推進
		(2) 保健・医療・介護・福祉等の連携の推進
		(3) 民間団体等との協働の推進
	基本目標5 助け合い、支え合いの推進	(1) 生活支援サービス体制整備の推進
		(2) 地域における高齢者の見守り活動の推進
		(3) 地域の福祉力を高める活動の促進
		(4) ボランティア活動等の促進
	基本目標6 生きがいがづくり、社会参加の促進	(1) 高齢者の経験・知識・技能の発揮
		(2) 生きがいがづくりへの支援
	基本目標7 高齢者・介護者を支える介護保険サービスの充実と適切な運営	(1) 介護保険サービスの充実と質の向上
		(2) 介護給付適正化に向けた取組の推進
		(3) 被保険者等への支援の充実

4 本市の地域包括ケアとは

■地域包括ケアシステムとは

国においては、地域包括ケアシステムとは、「高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制」を指しており、少子高齢化が一層進展する中で、高齢者が地域において日常生活を維持していくための不可欠な仕組みであるとしています。



(出典：厚生労働省)

地域包括ケアシステムの構築には、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の各サービスが利用者である高齢者一人ひとりのニーズに応じて一体的に提供される体制を構築していくことが重要ですが、高齢者が求める支援は、個々の身体状況や家族の状況により多種多様です。

また、高齢化の進展は全国共通の課題ですが、その高齢化の姿は地域によって様々であり、生じる課題は地域によって異なることから、画一的な姿やモデルはありません。

その中で、各地域における人口構造の変化やそれに伴う疾病構造や健康水準、さらには人生に対する価値観の変化等にも対応していくためには、地域包括ケアシステムを構成する各サービス機関がそうした状況の変化や必要な情報を十分に共有するとともに、地域の課題や特性等を踏まえる中で、地域包括ケアシステムそのものも柔軟に変化し、深化していかなければなりません。

■本市の地域包括ケア

元気な高齢者から要介護状態にある高齢者、認知症を有する高齢者、複合的な問題や課題を抱える高齢者まで、本市には様々な状態にある高齢者が暮らしています。

とりわけ、本市では、近隣他都市と比較して、単身世帯（一人暮らしの世帯）の比率が高く、中でも男性の単独世帯の比率が高いことから、今後、在宅生活の支援を中心に介護サービスの需要のさらなる増加が見込まれます。

また、本市の人口動態は、30歳代のいわゆる子育て世代になると市外への転出超過になっており、将来の地域の活力の低下や様々な活動の担い手不足などが懸念されています。

そのため、本市の地域包括ケアシステムの充実、強化を図っていくためには、これまで以上に行政をはじめ医療や介護に携わる様々な機関や団体等が連携を強化し、高齢者の生活を支援するための重層的な体制づくりや新たな担い手づくりに協力して取り組むとともに、高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ長く元気に過ごせるように、高齢者自らが主体的に健康づくりや介護予防活動に参加する取組を進めていく必要があります。

本市には、地域の資源である医療や介護などの関係機関が一定数確保されているとともに、これまでから市民や事業者等のまちづくりへの参加意識が高く、地域活動が盛んで、様々な生活課題を地域のつながりの中で解決してきた行動力と、個性を尊重しつつ多様性も受け入れる柔軟性や包容力を有しており、現在、こうした本市の「つよみ」を活かしながら協働の取組を進めるための基盤整備に取り組んでいるところです。

こうした中で、本市の目指す地域包括ケアの姿は、高齢者を取り巻く今後の環境変化やさらなる価値観の多様化にも柔軟に対応しつつ、高齢者の尊厳と安心の確保をキーワードに、市民・事業者・行政等の多様な主体が、地域包括ケアを自らの課題、地域の課題として捉え、これまで以上に目標や課題を共有し、お互いに協力しながら、高齢者はもとより、誰もが住み慣れた地域の中で、共に支え合い、できるだけ長く自立した生活が送れる地域福祉社会を構築していくことであると考えます。

その実現に向けては、

- 高齢者のみならず市民自らが、自身や家族の健康に関心を持ち、健康の維持・増進、介護予防に積極的に取り組む意識を高め、実践していくことが重要です。
- 高齢者本人とその家族が、療養や介護が必要になった際の支援のあり方、終末期における看取りやケアのあり方などについて、できるだけ早い段階から関心を持つ意識づくりを進めることが重要です。
- 介護事業所のみならず市内の各企業がその企業活動の中で、従業員の健康づくりや介護予防に取り組むとともに、社会貢献活動の充実を図ることが重要です。
- 認知症の人の増加が見込まれる中、地域住民の認知症に対する適切な理解や専門機関を含めた認知症の人を支えるネットワークづくり、早期発見・早期対応に向けた集中的な支援体制の構築が必要です。
- 医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の各サービスが一体的に提供できる体制を構築しつつ、各サービスが支援を求める高齢者に行き届くことが重要です。

- 行政、地域包括支援センター、市社会福祉協議会、地域団体、事業者、専門機関などの支援に携わる関係機関、団体が、適切に情報共有する中で、相互に連携・協力し、重層的かつ効果的な地域における支え合いの仕組みづくりを進めることが重要です。
- 様々な主体のつながり（連携・協力体制）を強化し、一方通行になりがちな個々の「点」の取組から、相互に情報共有し必要な連携を行う「線」の取組へ、そして「線」の取組から必要なサービスを一体的に提供し、包括的に支援する「面」の取組へと深化させていくことが重要です。